

<一時預かり場所の見取り図>

- ・被災動物の一時預かりが実施可能な場合、必ず見取り図を提出してください。この様式以外の形式でも構いません。
- ・一時預かりが実施不可の場合は、提出の必要はありません。

預かり場所所在地

- 自宅住所と同じ
- 自宅住所と異なる（所在地： _____ ）



預かり場所に以下の設備があれば、見取り図内に記入すること。

- ① ケージ・サークル ② 給排水設備（流し、洗面台など） ③ ペット用トイレ
④ ゴミ箱 ⑤ エサ等保管場所